

○三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例

令和 5年 2月24日

条 例 第 2 号

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

（会長等）

第3条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。